

議会・行政改革特別委員会のあり方、進め方

【所管検討事項】

《付託事項：笠岡市行政改革大綱に関する事項》

- ・ 2個以上の常任委員会の所管にまたがるもの…行政改革（第8次行政改革大綱関係）

《付託事項：笠岡市議会の改革に関する事項》

- ・ 総合的な政策を樹立するための検討…議会改革（改選前課題項目・新規項目）

議会改革部分については、市議会改選前で示された課題取り組み再検討項目や新規項目について体系図に基づいて、再検討を行い、今後の取り組みの方向性と方法を示した上で、議長及び議会運営委員会又は会派代表者会議等で報告し、運営主体となる各委員会で取り組んでいくものです。

また、行政改革については、改選前からの第8次笠岡市行政改革大綱による後期計画について引き続き審議を行っていくものです。

なお審査については、3月と9月で行っていましたが、効果額等の比較が必要という点で決算時期となる9月に行政改革大綱のチェック報告会議を行っていきます。

1 議会改革事項に係るフロー図

- ①課題事項等に係る研究・再検討
(特別委員会会議：不定期)
- ↓
- ②取組申出書の取り纏め(議長提出)
- ↓
- ③会派代表者会議(確認)
- ↓
- ④本会議での特別委員会委員長報告

行政改革事項とセット

(中間報告又は最終報告)



最終報告時



全員協議会での報告・確認

2 行政改革事項に係るフロー図

- ①第8次笠岡市行政改革大綱に係る調査
(特別委員会会議：9月)
- ↓
- ②進捗状況調査による意見の取り纏め
- ↓
- ③本会議での特別委員会委員長報告

議会改革事項とセット

(中間報告)

※①から③のサイクルで実施

※第8次笠岡市行政改革大綱は、令和3年度までの4年間であるため、令和3年度以降は次期大綱の4年間で継続予定

※改選前と同様に、運用主体となる委員会組織があることから、あくまで特別委員会では方向性について検討し、示すことを想定